

錦江町農業委員会 1 2 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 5 年 1 2 月 1 8 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員 (農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 10 人)

会長	1 番	安水 純一
会長代理	2 番	鳥越 秀一
委員	3 番	宿利原 勝吉
委員	4 番	元丸 敏朗
委員	5 番	宿利原 進
委員	6 番	安田 憲次
委員	7 番	徳永 哲朗
委員	8 番	鍋 康博
委員	9 番	貫見 和洋
委員	1 0 番	畠中 正秋
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	寺田 郁哉
委員	1 3 番	毛下 利美
委員	1 4 番	内藪 雄治

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席

農業委員 内藪委員

推進委員 中野推進委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代
書記 永田 宗成・折久木 まり子・舞原 利博

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第33号 農地法第3条許可申請について

議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第35号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第36号 非農地証明願について

議案第37号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

○事務局	皆さんこんにちは。それでは会議を開催したいと思います。ただいまより、令和5年12月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章の朗読を本日は安田委員にお願いします。
○安田委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは続きまして会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。急に寒くなりまして体の不調を訴える方もおられるかと思いますが、どうぞ体には気を付けてお仕事をされてください。鹿屋の方の病院ではインフルエンザの検査をするキットが足りなくなっている位インフルエンザが蔓延しているようです。また、コロナの方も多くなってきているようなので、どうぞみなさんも気を付けてください。それでは、ただいまより令和5年12月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。内菌委員と中野推進委員から欠席の報告が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、10番畠中委員と11番本釜委員を指名しますのでよろしく願いいたします。次に、会務報告についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。12月の会務報告を行います。資料1ページでございます。5日は鹿児島県の常設審議委員会がございまして永田書記が出席しております。また、同日は町議会が開会いたしました。6日は町議会一般質問が行われたところでございます。8日は令和5年度農業者年金合同地区別会議がございまして、宿利原勝吉委員と鍋委員と折久木書記が出席しております。7日は所有者不明農地制度オンライン研修がございまして永田書記が、12日にも同研修会がございまして折久木書記が出席しております。15日は非農地証明に係る農地と農振地域の除外に関する現地調査を行いました。池田地区につきましては畠中委員と安水委員、田代麓地区につきましては鍋委員と折小野推進委員、大原地区については横原推進委員に立会いをお願いしまして、永田書記と折久木書記が調査しております。18日、本日は12月の定例総会でございます。20日には地域計画と農地中間管理事業に係る検討会が鹿屋市で予定されております。坂口次長と永田書記が出席予定でございます。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質疑等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わり、附議事項に入ります。議案第33号農地法第3条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号13番です。譲渡人の方が、〇〇さん鹿屋市の方です。経営規模は、お目通しください。場所が馬場字南ヶ迫平3432番、台帳現況地目が畑、地積が8,360㎡です。譲受人の方が〇〇さ

	<p>ん、鹿屋市の方です。経営規模は、お目通してください。受付番号 14 番の譲渡人の方が、〇〇さん、兵庫県の方です。経営規模は、お目通してください。場所が城元字宮下 1532 番 1、地目が台帳現況とも田です。地積が 509 m²です。譲受人の方が、〇〇さん、上之宇都の方です。経営規模は、お目通してください。受付番号 15 番の譲渡人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模は、お目通してください。場所が田代麓字宇都 2507 番、台帳現況地目が田、地積が 1,330 m²です。譲受人の方が、〇〇さん、鳥浜の方です。経営規模は、お目通してください。以上になります。</p>
○会長	<p>事務局から説明がありましたが、ここで寺田委員の報告をお願いいたします。</p>
○寺田委員	<p>報告を申し上げます。〇〇さんと〇〇さんは、親子関係でございまして、2 人でお茶を経営されております。今度この名義を変えたいということで、〇〇さんの方に贈与するということです。茶畑もびしゃっと整理されており、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、山中推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○山中推進委員	<p>これは上之宇都の宮下の地番になります。〇〇さんは、〇〇さんのおじさんに当たります。何ら問題はないかと思えます。</p>
○会長	<p>次に、内菌委員が欠席のため、徳永委員に報告をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>はい。15 番を報告いたします。譲受人の〇〇さんは、林業経営者でありまして、この方が、杉、檜などの育苗をしたいということで、育苗ハウスの用地として、15 番の田代麓の土地を購入するとのことです。この場所はですね、田代の表木公民館を過ぎて、国道から右へ入って行って、川を横断してずっと奥の、田園地帯の一番奥の場所になります。場所的には、周りはまだ山林になってますので、ハウスを作ったとしても、さほど問題ではないんじゃないのかなというふうに考えます。なお田んぼに、杉、檜を植えて、育苗をしいのかという問題ですが、育苗については農業の一環ということですので、さほど問題はないというふうに考えます。以上です。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○鍋委員	<p>単価は。</p>
○徳永委員	<p>価格ですか。いいですか。15 番の売買価格は〇〇円です。</p>
○会長	<p>ほかに何か質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第 33 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号については、原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 34 号旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請</p>

	についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では、5ページになります。受付番号9番、譲渡人の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。経営規模は、お目通してください。場所が神川字宮前599番、地目が台帳現況とも田です。地積が465㎡です。譲受人の方が、〇〇さん、鳥浜の方です。経営規模等は、お目通してください。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、ここで内菌委員が欠席のため、徳永委員に報告をお願いいたします。
○徳永委員	〇〇さん、牛を飼っておられます。42歳というと畜産業では若いほうじゃないかと思うんですが、この方、牛だけじゃなくてですね、町報の12月、今月号にも載ってございましたけども、削蹄士として削蹄の全国大会に九州代表で出られるというほど、畜産業関連で頑張っておられる方です。本人の他の借りてる畑なんかもきれいにしておりますので、問題ないかと思えます。なお、価格は〇〇円ということで話がついております。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第34号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、議案第34号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて、議案第35号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、ここでお諮りいたします。資料のとおりこの議案は147筆の審議となっていることから、担当委員の報告は新規の案件のみとすること、また公平な審議を行うため、委員の退室を求めなければならない案件もあることから、5回に分けて審議したいと思いますが、異議ございませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、受付番号239番から304番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、7ページからになります。ちょっと件数が多いので239から304につきまして、しばらくお目通ししていただきまして、後ほど新規案件だけ説明いたしたいと思いますが、それでよろしいですか。
○委員	はい。
○事務局	はい、では五分ほどお目通してください。 すいません。では、新規のみ説明いたします。8ページになります。8ページの251番です。貸し人の方が〇〇さん、柴立の方です。場所が田代川原字神渡857番1、地目が田、地積が1,429㎡です。期間が令和5年12月19日から令和8年12月14日までです。小作料は水利費と米〇〇俵です。借り人の方が、

	<p>〇〇さん、鳥淵の方です。続きまして、同じく8ページの256番です。貸し人の方が、〇〇さん、塩屋の方です。場所が馬場字芝山451番1、地目が田、地積が840㎡です。期間が令和5年12月19日から令和10年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、塩屋の方です。次9ページになります。9ページの受付番号267番です。貸し人の方が、〇〇さん、麓の方です。場所が城元字中鳥井1241番、地目が田、地積が1,668㎡です。期間が令和5年12月19日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、鳥井戸の方です。ページが飛びまして、12ページになります。受付番号304番、貸し人の方が、〇〇さん、鶴園の方です。場所が田代川原字小牧ノ下1225番、地目が田、地積が1,178㎡です。期間が令和6年1月1日から令和8年12月31日までです。小作料は〇〇円と水利費です。借り人の方が、〇〇、南大隅町です。以上が新規案件になります。すいません別紙でA4の横の用紙でですね、借り人の方の詳細がありますので、こちらもまた参考にしてください。以上になります。</p>
○会長	<p>事務局から説明がありましたが、ここで251番について貫見委員の報告をお願いいたします。</p>
○貫見委員	<p>はい。報告いたします。これは場所は、県道を花瀬公園のほうに向かっていくと浪瀬自動車という整備工場がありまして、その近くであります。この案件は〇〇さんのほうから、借りたいという申出があったところでございまして、他にも水稻などを作っているんですけど、よく周りも草払いもされておりますので、何ら問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、256番について本釜委員の報告をお願いいたします。</p>
○本釜委員	<p>はい。受付番号256報告いたします。こちらは、前耕作者が戻されたところです。近くを耕作されていた〇〇さんに声をかけたところ、借りたいということで成立した案件です。〇〇君は、認定農業者でもあり、圃場もきれいにされており、何ら問題ないと考えます。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、267番について寺田委員の報告をお願いいたします。</p>
○寺田委員	<p>267番について報告申し上げます。借り人の〇〇さんは45歳と若くて元気がある若者でございまして、この〇〇さんの所はハウスが建っておりまして、今現在パッションフルーツを取り組んでみようかという方向で言っておられます。機械道具、農具と全て揃えておられまして、圃場関係もぴしゃっと整理されておりまして何ら問題ないと思えますので、よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、304番について舞原推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○舞原推進委員	<p>〇〇さんは、ここ数年前から体調をちょっと崩されまして、2年位前から稲作の方を辞めておられまして。場所は鶴園公民館の下なんですけど、ちょっと目立つところで最近、1、2年の間に荒れてしまったものですから、〇〇のほうに、どうにかできないかと相談したところ、3年の契約で取りあえず作ってもいいよということでしたので、お願いしたところです。〇〇のほうは何ら問題</p>

	はないと思います。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。この〇〇円水利費って書いてあるこれは、〇〇円と水利費ですか、それとも水利費代を〇〇円ということですか。
○舞原推進委員	すいません。水利費に足して〇〇円ということです。
○会長	質疑はないですかね。
○委員	なし。
○会長	はい。質疑なしと認め採決いたします。受付番号 239 番から 304 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 239 番から 304 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号 305 番から 332 番について審議しますが、公平な審議とするため私は退席しますので、鳥越会長代理に議事の進行をお願いいたします。
○会長代理	それでは会長にかわって、議事の進行をいたします。受付番号 305 番から 332 番について、事務局より説明をお願いいたします。
○事務局	それでは受付番号 305 番からになります。筆数も多いものですから、詳細はお目通しという形で、貸し人の方と筆数だけ読み上げたいと思います。借り人の方は、全て〇〇さん、安水の方になります。受付番号 305 から 310 番の貸し人の方が、〇〇さん、川南の方で場所が 6 筆です。地番等は、お目通してください。受付番号 311 から 312 の貸し人の方が、〇〇さん、川北の方になります。場所が 2 筆ありまして、他詳細は、お目通してください。受付番号 313 と 314 の貸し人の方は、〇〇さん、川北の方です。場所は 2 筆ありますので、その他は、お目通してください。受付番号 315、316 の貸し人の方が、〇〇さん、大久保の方です。こちらも場所が 2 筆あります。その他は、お目通してください。受付番号 317 から 322 の貸し人の方が、〇〇さん、千葉県の方です。場所は 6 筆あります。地番等は、お目通してください。受付番号 323 番から 327 番の貸し人の方が、〇〇さん、川南の方になります。場所が全部で 5 筆あります。地番等は、お目通してください。受付番号 328 から 330 の貸し人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は 3 筆あります。地番等は、お目通してください。ページめくりまして受付番号 331 番の貸し人の方が、〇〇さん、白井の方です。場所は 1 筆になります。地番等は、お目通してください。受付番号 332 番の貸し人の方が、〇〇さん、川南の方です。場所は 1 筆になります。地番等は、お目通してください。借り人の方の詳細は別紙のほうでご確認ください。以上になります。
○会長代理	今、事務局から報告がありましたが、ここで畠中委員の報告をお願いいたします。
○畠中委員	305 から 332 について報告します。〇〇さんは、皆さんがよく知っておられ

	<p>る方です。生大根、甘藷等を作付けされており、農地の利用状況も良く、問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
○会長代理	<p>今、事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長代理	<p>質疑なしと認め採決します。受付番号 305 番から 332 番について原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長代理	<p>異議なしと認めます。したがって受付番号 305 番から 332 番については、原案のとおり許可することに決定します。ここで、安水会長の入室を認めます。</p>
○会長	<p>はい。それでは次に受付番号 333 番から 336 番について審議しますが、公平な審議とするため、○○委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>受付番号 333 から 335 番の貸し人の方は、○○さん、中園の方です。場所は 3 筆あります。地番等は、お目通しください。借り人の方が、○○さん、六反田の方になります。受付番号 336 番の貸し人の方が、○○さん、中園の方になります。場所が 1 筆ありまして、地番等は、お目通しください。借り人の方が、○○さん、六反田の方になります。借り人の方の詳細は、A 4 の用紙にありますのでそちらもご参考にしてください。以上になります。</p>
○会長	<p>事務局から説明がありましたが、ここで本釜委員の報告をお願いいたします。</p>
○本釜委員	<p>はい。受付番号 333 から 336 番まで報告いたします。借り人の○○さんは、○○委員の息子さんです。こちらはハウスになります。また、336 番は継続の案件なので、何ら問題ないと思います。どちらも錦江町の定める項目は全てクリアしていると考えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。終わります。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。受付番号 333 番から 336 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって受付番号 333 番から 336 番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで、○○委員の入室を認めます。次に受付番号 337 番から 339 番について審議いたしますが、公平な審議とするため、○○委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>はい、では受付番号 337 から 339 番になります。借り人の方は、○○さん、木場の方になります。337 番の貸し人の方が、○○さん、愛知県の方です。場所は 1 筆です。地番等は、お目通しください。受付番号 338 番の貸し人の方が、○○さん、愛知県の方です。場所は 1 筆です。地番等は、お目通しください。</p>

	受付番号 339 番の貸し人の方が、〇〇さん、木場の方になります。場所は1筆になります。地番等は、お目通しください。借り人の方の詳細につきましては、A4の用紙をご覧ください。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、ここで内菌推進委員の報告をお願いいたします。
○内菌推進委員	はい。報告いたします。受付番号 337 から 339 の借り人の〇〇さんですが、ご存じのとおり農業委員でもありますし、農地もきれいに整頓されており、何ら問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 337 番から 339 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 337 番から 339 番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇委員の入室を認めます。次に受付番号 340 番から 385 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは受付番号 340 番から 385 番についてですが、こちらは農地中間管理事業に係るものですので、借り人の方は全て県の地域振興公社となっております。また貸付け期間につきましても令和 5 年 12 月 31 日から令和 10 年 12 月 30 日までとなっております。こちらのほうも案件が多いものですから、地番、地目、面積、小作料は、お目通しください。受付番号 340 番の貸し人の方は、〇〇さん、鹿児島市の方になります。場所は1筆になります。受付番号 341 番の貸し人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は1筆になります。受付番号 342 番の貸し人の方は、〇〇さん、鹿屋市の方になります。場所は1筆です。受付番号 343 から 345 番の貸し人の方が、〇〇さん、厚ケ瀬の方です。場所が3筆あります。受付番号 346 番から 350 番の貸し人の方が、〇〇さん、厚ケ瀬の方です。場所は5筆あります。受付番号 351 から 357 の貸し人の方が、〇〇さん、厚ケ瀬の方です。場所は7筆あります。受付番号 358 番の貸し人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は1筆になります。ページめくりまして、受付番号 359 から 363 番の貸し人の方が、〇〇さん、中西の方です。場所は5筆あります。受付番号 364 から 368 番の貸し人の方が、〇〇さん、厚ケ瀬の方です。場所は5筆あります。受付番号 369 番の貸し人の方が、〇〇さん、厚ケ瀬の方です。場所は1筆です。受付番号 370 番の貸し人の方が、〇〇さん、福岡県の方です。場所は1筆です。受付番号 371 と 372 の貸し人の方が、〇〇さん、肝付町の方です。場所が2筆になります。受付番号 373 番の貸し人の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は1筆です。受付番号 374 から 385 番の貸し人の方が、〇〇さん、厚ケ瀬の方です。場所は全部で12筆あります。

	別でA3の用紙で、今回の分の配分計画案がありますけれども、38、39、40、50、51につきましては、耕作者の変更によるものになりますので、それ以外につきましては今回の案件の分になります。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありました。質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。受付番号340番から385番について原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号340番から385番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第36号非農地証明願についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	では19ページをお開きください。受付番号5番です。申請日が令和5年11月24日です。申請人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は、城元字川内4250番10、地目は台帳が畑、現況は原野です。地積が708㎡です。場所がページをめくっていただきまして、20、21ページにあります。20ページは広域地図になりますので、ちょっと分かりづらいと思いますので、21ページのほうを見てください。池田から鹿屋のほうに抜けるところで、段中野の入り口があるかと思いますが、段中野の入り口、入ってすぐ左手側ですね農地になります。この地図でいったら真ん中のやや右よりのところですね。そこが申請地ということになっております。以上になります。
○会長	事務局から説明がありました。ここで畠中委員の報告をお願いいたします。
○畠中委員	報告します。現地は今説明がありましたとおり、県道68号から中野集落に入ってすぐのところ。15日に事務局2名、安水会長の4人で現地調査をしました。現場は竹が生えており、重機等を利用して復旧しても狭く、周囲は山林であるため、農業的に利用しても不向きな農地と判断しました。よろしくお願ひします。
○会長	事務局の説明並びに担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め、採決いたします。お諮りいたします。議案第36号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第36号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第37号錦江農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは、23ページをお開きください。受付番号4番です。申請内容は、

	<p>除外になります。申請人の方は、〇〇です。鹿屋市です。場所は田代麓字久木野 5166 番 452、地目が台帳が山林、現況が原野です。地積が 9,022 m²です。申請面積も同様です。台帳所有者が、〇〇さん、鶴戸野の方です。受付番号 5 番のほうの申請内容は除外です。申請人の方が、〇〇さん、富田の方です。場所が田代麓字前田 871 番 2、地目は台帳、現況とも田、地積が 959 m²です。申請面積も同様です。台帳所有者の方が、〇〇さん、橋ノ口の方です。すいません先ほどの 4 番の用途につきましては、太陽光発電にしたいということと、今回の 5 番は農家住宅と農家用倉庫、あと作業場にしたいということです。24 ページからが申請の用紙になっております。内容につきましては、今言ったことが書いてあります。場所の詳細が、29 ページですね。まず 4 番のほうの場所がですね、29 ページの地図でいくと、真ん中よりやや左の下のところになります。左下になりますが、久木野団地の下のあたりになります。ちょっと分かりづらいかもしれませんが、斜線が引いてあるところですね、こちらのほうが申請の場所となっております。この 30 ページからはですね 5 番のほうの申請になります。内容につきましては先ほど言ったようなことが書いてあります。場所が 36 ページになります。場所につきましては、この 36 ページの真ん中のちょっとだけ右の上のところなんですけど、1 番右側の矢印のところですね。こちらになります。田代の駐在所の裏になっております。以上になります。</p>
<p>○会長</p>	<p>事務局からの説明がありましたが、ここで安田委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>○安田委員</p>	<p>はい、報告いたします。12 月 16 日にですね、現地調査を行いました。今回申請された場所は、久木野地区で町道盤山線それから町道金山線の挟まれた土地で、丁度ですね久木野茶園団地の近くになります。隣接する土地に、既に太陽光発電が設置してありまして、その同じ会社が太陽光を作るということで、今回申請にいたったということでもあります。そして周りは山林でありまして、台帳地積がですね、9,000 m²となっているんですけども、その 1 部になるかと思えます。面積的には 2 反ぐらいになるようです。以上です。</p>
<p>○会長</p>	<p>次に、鍋委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>○鍋委員</p>	<p>はい、報告いたします。12 月 15 日午後 2 時過ぎより、事務局 2 名、折小野推進委員含めて 4 名で調査に当たりました。先ほどありましており 36 ページの地図を参考にさせていただきたいんですが、場所は役場田代支所より大原方面に向かい約 200 メートルほどで、先ほどありました駐在所の裏手側の隣の農地になります。申請人の〇〇さんは、大原地区でイチゴ栽培をされておられます。現在、池田定住促進住宅に住まわれており、不便を感じておられます。近年、住宅兼作業場の建設のための土地を探しておられました。今回その候補地として上がってきたところです。しかし、この場所が農業振興地域内農用地であることから、除外の必要があり申請願が上がってきました。この場所は、団地の中でも 1 番隅っこにあること、二つ目に役場からの距離が 300 メートル以</p>

	<p>内で、農振農用地域であるが、第3種農地の状況に当たるといこと、三つ目に地図でも分かるように、町道を挟んで反対側は住宅地である。四つ目が、候補地の周囲の農業への影響については、稲作ではなく全て同一畜産農家による飼料栽培が長年続けられており、今後も継続されるものと予想され、農作業に支障を来す状況は考えられないと思われます。五つ目に、用水路排水路については、現状、少し荒れてはおりますが、しっかりその痕跡が残されており、復元、再利用化は可能である。六つ目が、申請面積も農家の条件となる1,000㎡以内であることを確認いたしております。申請者の方は、この場所以外にも複数の代替地も検討されておられるようです。その結果として、ここの選定をなされたものと考えます。以上で長くなりましたが、この件の説明を終わります。</p>
○会長	事務局の説明並びに担当委員の報告がありました。質疑はありますか。
○徳永委員	〇〇さんの場所ですが、27ページ、久木野の地目が台帳は山林になってますよね。山林になってるけど、なぜ、農振除外なのかというのがちょっと疑問なんですけど。農振除外なのかというのが。
○事務局	長年、茶園として使われてまして、もともと茶園だったところです。田代町の頃茶園で、その関係で農振農用地に入っていたところです。地籍調査で、変わったというわけでもないんですが、山を開いて茶園としておられたので、公募地目が山林のままなんです。まだ地籍調査が済んでいませんでそのままです。今は抜根して、一時期農地で使われましたけど、もう原野になっているところなんです。
○会長	農振地域の所に建物を建てるときの近隣の農地の人には許可は何かとらなくても大丈夫。
○事務局	許可というのはいないです。
○宿利原勝吉委員	今、鍋委員がよく説明せられたらいいよ、難しいかもしれんたいば、条件が一番端っこにあるということ、いけんか申請すれば、ならせんどかいというように、ある意味かっこうにならせんどかい。難しいこちゃ難しいたいば、特例として一番端っこにあつていうところが。それが真ん中やればできんどばんな。
○事務局	今回の〇〇さんの件は除外が認められれば、役場から、田代支所からの距離のほうは300m以内ということで第3種農地になります。第3種農地の場合は、基盤整備を行っていたりとかされていても、転用可能な農地となります。その変わり端地であるということをお前提にしてこちらもお考えしています。北と南側には農地はありますが、駐在所の裏ということで集落に接続していますので、端地ととらえることは可能ではないかと考えてはいます。
○会長	よろしいですか。ほかには質疑はないですかね。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第37号について

	は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 37 号については、原案のとおり決定しました。以上で令和 5 年 12 月 錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは以上をもちまして令和 5 年 12 月 錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

10 番

11 番

議事録調整者